

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料表

平成 29 年 5 月 19 日

(税込)

対象面積	標準入力法等			モデル建物法		
	ホテル等、 病院等、集 会所等、学 校等	工場等	左記以外	ホテル等、 病院等、集 会所等	工場等	左記以外
0~5,000 m ² 以下	350,000	150,000	200,000	180,000	60,000	120,000
5,000 m ² 超 ~10,000 m ² 以下	400,000	200,000	250,000	200,000	70,000	160,000

- ※1 省エネ適合性判定と BELS の評価申請が同時かつ、申請図書が同一の場合の適合性判定手数料は 10,000 円とする。
- ※2 変更計画に係る判定手数料は、上表の 1/2 とします。
- ※3 軽微変更該当証明書発行手数料は上表の 1/2 とします。
- ※4 当機関以外で適合性判定を受けている変更計画及び軽微変更該当証明書発行手数料は上表とします。
- ※5 建築物の増改築の場合の適合性判定手数料は、既存部分を含めた合計面積を適用します。
- ※6 上表以外の手数料は別途見積もりとします。
- ※7 省エネ適合性判定通知書及び軽微変更該当証明書の再発行手数料は 1 通 5,000 円とします。
- ※8 省エネ適合性判定を単独申請（当機関以外で建築確認を申請）の場合は、上表手数料に 1.5 を乗じた金額とします。